毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和５年３月17日
金　曜　日

号　外(2)

目　　次

議会規則
○富山県議会会議規則の一部を改正する規則　1

規　　則

富山県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和５年３月17日

富山県議会議長　渡　　辺　　守　　人

富山県議会規則第１号

富山県議会会議規則の一部を改正する規則

富山県議会会議規則（昭和32年富山県議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 130条」の次に「・第 131条」を加える。

第 125条中「、印刷して」を削る。

第 130条を第 131条とし、第18章中同条の前に次の１条を加える。

（配布に代わる措置）

第 130条　議長は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により議員が議事日程その他の文書（第28条第１項の投票用紙を除く。）を閲覧できる状態に置く措置を講ずることをもつて、この規則の規定による配布に代えることができる。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（議・議事課）

令和５年３月17日印刷発行
発　行　富　山　県
富山県富山市新総曲輪１番７号
電話富山 076―444―3153番